

原動機付自転車および二輪車など

車種区分		税額	
		平成 27 年度	平成 28 年度から
原動機付自転車	50cc 以下	1,000 円	2,000 円
	50cc 超 90cc 以下	1,200 円	2,000 円
	90cc 超 125cc 以下	1,600 円	2,400 円
	ミニカー	2,500 円	3,700 円
軽二輪	125cc 超 250cc 以下 (側車付含む)	2,400 円	3,600 円
小型二輪	250cc 超 (側車付含む)	4,000 円	6,000 円
小型特殊自動車	農耕作業用自動車 (最高速度 35km/h 未満)	1,600 円	2,400 円
	その他のもの (最高速度 15km/h 以下)	4,700 円	5,900 円

吉備庁舎税務課

軽自動車税の税額が変わります
 平成 26・27 年度税制改正により、平成 28 年 4 月 1 日から軽自動車税の税額が変更されます。

四輪以上および三輪の軽自動車

車種区分			税 額		
			平成 27 年 3 月 31 日以前取得	平成 27 年 4 月 1 日以後取得	登録から 13 年を経過した車両 (※)
三輪のもので 660cc 以下のもの			3,100 円	3,900 円	4,600 円
四輪以上のもので 660cc 以下のもの	乗 用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
		自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
	貨物用	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
		自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円

※電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車およびガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車ならびに被けん引自動車を除きます。

四輪以上および三輪に係る軽自動車税のグリーン化特例について (平成 28 年度のみ)

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに新車新規登録をした一定の性能を有する車両について、その燃費性能に応じて軽自動車税を軽減します。

車種区分			軽課後税額		
			電気自動車など	平成 32 年度燃費基準 + 20% 達成車 (貨物用については、平成 27 年度燃費基準 + 35% 達成車)	平成 32 年度燃費基準 達成車 (貨物用については、平成 27 年度燃費基準 + 15% 達成車)
三輪のもので 660cc 以下のもの			1,000 円	2,000 円	3,000 円
四輪以上のもので 660cc 以下のもの	乗 用	営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円
		自家用	2,700 円	5,400 円	8,100 円
	貨物用	営業用	1,000 円	1,900 円	2,900 円
		自家用	1,300 円	2,500 円	3,800 円

※「電気自動車等」：電気自動車および天然ガス自動車 (ポスト新長期規制から No x 10% 低減) とする。

※ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成 17 年排出ガス基準 75% 低減達成車 (★★★) に限る。